

令和3年第2回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年2月5日（金）午後2時00分

場 所 別府市農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

非農地証明願について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

出席委員 7名

※ 番号は議席番号

1番 久保 賢一	2番 佐藤 進蔵
3番 後藤 利夫	4番 小畑 義宏
5番 齊藤 孝一	6番 藤内 宣幸
7番 星野 賢一	

出席職員 事務局長 塩出 政弘 主査 加藤 満江 主査 吉岡 千紘

午後 2 時 0 0 分 開会

(局 長) それでは、只今より令和 3 年第 2 回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は 7 名で、過半数を超えていますので、総会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたことを、ここに、ご報告申し上げます。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、会長よろしくようお願いいたします。

(会 長) 皆さん、改めまして、こんにちは。

コロナ禍のなか出席していただき、ありがとうございます。このコロナ禍で緊急事態宣言も一か月延長され、いつ収束するか予測すら出来ない状況が続き、なんとなく不安な毎日を送っている方々も多いと思っております。本日は 3 密を避け、換気を十分に行いながら開催したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。先日の大分合同で別府市教育委員会は学校給食に市産品としての活用を拡大していく取り組みを進めている報道がありました。農業者にとって非常に喜ばしい気持ちになり、ぜひ、継続をしていただきたいと思っております。それから、本日の総会終了後に中山間地域の農業懇親会の開催をしたらどうかと一般の方からの問い合わせがありました。総会終了後、意見も出して協議してどうするかという形を作っていきたいと思っておりますので、どうぞよ

ろしくお願いいたします。それから先月実施いたしました農業委員と行政相談会関係の意見交換会を開催いたしますのでご協力のほどよろしく申し上げます。

それでは、本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか？

(委 員) 異議なし

(議 長) ご異議がないようでありますので、2番佐藤委員、3番後藤委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましても、事前に皆さんにお送りさせていただいておりますので、審議事項以外の部分につきましても、説明を省略し、ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。

それでは、只今より、令和3年第2回別府市農業委員会総会をはじめたいと思います。

まず、はじめに、本日の議案について事務局から説明をお願いします。

(事務局) ご説明いたします。本日の総会議案につきましても、お手元にお配りしております、別府市農業委員会総会議案の2枚目でございますのでご覧いただきたいと思います。

第2回別府市農業委員会総会次第でございます。

これから4の議事に入ります。第1号議案が1件、報告が第3号まで合計6件であります。

それでは、議長よろしくお願ひいたします。

(議長) それでは議事にはいります。

議案第1号「非農地証明願について」を議題といたします。

申請番号1番より事務局の説明を求めます。

(事務局) ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。申請人 別府市の学校法人 区分 市街化区域、申請の土地、大字野田、田、現況竹林、合計4950㎡、申請地の状況、竹林 理由、申請の土地は約50年前から竹林となっているため。申請地は、県の予防治山事業実施にかかる用地となり治山施設管理は県が行う。

お手元の令和3年2月5日総会議案資料をご覧ください。1ページが今回提出された非農地証明願いです。2ページが申請の土地の大まかな位置図で、わかりにくいかと思いますが、溝部学園の校舎のすぐ裏になります。3ページが、県と申請人との間の治山事業土地使用兼保安林指定承諾書です。治山事業の施工のために無償で申請の土地の使用を承諾する、という内容です。4ページが申請の土地の字図、5ページが申請の土地の現況写真です。その裏が申請の土地の航空写真です。以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、地元の小畑委員さんから補足説明をお願いします。

(小畑委員) 特にありませんが、県の治山事業ということで問題ないと思います。

(議長) 只今、事務局及び小畑委員から説明が終わりました。何かご意見ご質

問はございませんか。

(委 員) 非農地証明願ということで、この竹林が非農地ですよという証明なのですか。

(事務局) 現況は竹林ですが、地目は農地のままになっていますので農地法に基づいて非農地証明願が提出された次第です。

(委 員) 事業の範囲がわからないのですが、全体的にはどれぐらいの面積をずる事業なのですか。

(事務局) 4 ページの地図を見ていただいたらわかります。76 番の面積がわかりませんが、全体的には地図を見る限り小さく、今回提出された面積プラス 76 番の面積になります。

(議 長) ほかにありませんか、なければ、議案第 1 号申請番号 1 について、申請のとおり証明することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことであります。

議案第 1 号、「非農地証明願について」の申請番号 1 については、申請のとおり証明することに決定いたしました。

ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。

報告第 1 号、「農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について、(1) 農地法第 3 条の 3 の規定による届、番号 1 について、

何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1から番号2までについて、何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号3までについて、何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

14時50分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 会 長 _____ 印

署名委員 _____ 2 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 3 番 委 員 _____ 印